

令和6年第3回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
1 号	医療的ケア児（者）とその家族の支援拡充を求める意見書	1
2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	3

議員提出議案 第1号

医療的ケア児（者）とその家族の支援拡充を求める意見書

提出先	{	衆議院議長	参議院議長
		内閣総理大臣	財務大臣
		文部科学大臣	厚生労働大臣
		内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）	
		内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>楠見 千穂子</u>
賛成者	〃	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>羽田野 徳寿</u>
賛成者	〃	<u>小玉 忠宏</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

医療的ケア児（者）とその家族の支援拡充を求める意見書

医療的ケアが日常的に必要な児童などは、全国に2万人以上いると推計されています。医療的ケア児（者）本人への負担は当然ながら、在宅ケアや送迎、付き添いなどに代表されるように家族の負担も大きく、医療的ケア児（者）やその家族をどのように支えていけるかが課題となっています。

そうした背景の中、国は令和3年6月18日に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を公布し、同年9月18日に施行されました。

同法では、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行う」ことを基本理念とし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

これを受け、国や地方公共団体、保育所や学校等の設置者は、基本理念に則り支援することが責務と明記されています。

しかしながら、医療的ケア児（者）を支える公的及び民間サービスには自治体などによって充実度に差がある状況であり、医療的ケア児（者）とその家族を支援する人材や施設等が恒常的に不足しているなど、未だに課題解決には至っておらず、基本理念に示されている「居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる」施策には程遠い状況です。

よって、国に対し、次の事項について措置を講じられるよう、強く要望します。

記

- 1 医療的ケア児（者）と家族を支援するために必要な施策について、実情を十分に考慮し、さらなる財政措置を講じること。特に、改善がみられない生活介助の事業所やショートステイ施設の安定した設置に向けては、家族のレスパイトケアにもつながることから、積極的速やかに措置を講じること。
- 2 医療的ケア児（者）の受入れ・支援については、通学支援を始めとする教育現場への早急な看護師配置をより一層進めるとともに、看護師、介護福祉士、ヘルパーの慢性的な人手不足解消と、医療的ケア児（者）の対応をするための人材育成や研修機会の確保に国を挙げて取り組むこと。
- 3 医療的ケア児（者）を支える家族に対して、就労相談や斡旋につながる環境整備に積極的に取り組むこと。
- 4 このほか、医療的ケア児（者）及びその家族の支援につながる取組をより一層進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月27日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第2号

地方財政の充実・強化を求める意見書

提出先	衆議院議長	参議院議長
	内閣総理大臣	総務大臣
	財務大臣	厚生労働大臣
	国土交通大臣	デジタル大臣
	内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）	
	内閣官房長官	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月27日提出

提出者	都城市議会議員	<u>筒井 紀夫</u>
賛成者	〃	<u>中村 千佐江</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>別府 英樹</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>

都城市議会議長 神脇 清照 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や頻発・激甚化する自然災害への対応にも迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財政水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分支える財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税対策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保証すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 5 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行後に影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化に伴い地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 27 日

都 城 市 議 会